

## 一般名処方について

当院で発行する処方せんは、後発医薬品の使用促進・医薬品の安定供給に向けた取り組みとして後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般的な名称により、処方せんを発行する場合があります。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※医学的理由で一般名処方ができない場合もあります。